

平成 26 年 9 月 3 日

消 防 庁

「救急の日」及び「救急医療週間」の実施

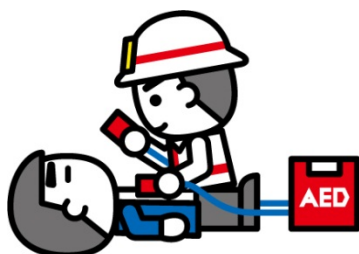
- 消防庁及び厚生労働省では、救急業務及び救急医療に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的として、9月9日を「救急の日」、この日を含む一週間（日曜日から土曜日まで）を「救急医療週間」と位置付けて、毎年実施しています。今年も全国の消防機関及び医療機関で、その趣旨に合せた行事が開催されます。
- 消防庁では「救急の日 2014」及び「救急功労者表彰式」を開催します。
- さらに、今年は非医療従事者によるAEDの使用が認められて10年という節目となることから、消防庁は、文部科学省と連携して、救急医療週間から今年度末までを「救おう！みぢかな命！」応急手当講習受講キャンペーン期間と位置付けて、全国の学校におけるAEDの使用を含む応急手当講習受講の更なる普及啓発を進めます。

【資料】

- 「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について
- 心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施について（参考資料）

[参考]

- ・救 急 の 日 … 9月9日（火）
- ・救 急 医 療 週 間 … 9月7日（日）～9月13日（土）
- ・「救急の日 2014」 … 9月7日（日）11時00分～18時00分
アクアシティお台場 3階「アクアアリーナ」
- ・「救急功労者表彰式」 … 9月9日（火）13時30分～14時10分
KKRホテル東京 11階「白鳥の間」
- ・「救おう！みぢかな命！」
応急手当講習受講キャンペーン期間 … 9月7日（日）～今年度末



【連絡先】

消防庁救急企画室
担当：寺谷専門官、石田係長
TEL：03-5253-7529（直通）
FAX：03-5253-7539

「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について

1 行事の趣旨

「救急の日」及び「救急医療週間」は、救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的に昭和57年度から実施しているもので、本年度もこの期間中、全国の消防機関及び医療機関で、その趣旨に合わせた行事が開催されるなか、消防庁では、「救急の日2014」及び「救急功労者表彰式」を開催します。

また、本年度は非医療従事者によるAEDの使用が認められて10年という節目となることから、消防庁は、文部科学省と連携して、救急医療週間から今年度末までを「救おう！みぢかな命！」応急手当講習受講キャンペーン期間と位置付けて、全国の学校におけるAEDの使用を含む応急手当講習受講の更なる普及啓発を進めます。

2 平成26年度の期間

「救急の日」 平成26年9月9日（火）

「救急医療週間」 平成26年9月7日（日）～9月13日（土）

3 消防庁等における実施行事等

(1) 「救急の日2014」の開催

救急医療及び救急業務に対する国民の正しい理解と認識を深め、かつ、救急医療関係者の意識高揚を図ることを目的に開催します。

- ① 日 時 平成26年9月7日（日） 11時00分～18時00分
- ② 場 所 アクアシティお台場 3階「アクアアリーナ」
東京都江東区青梅1丁目1番10号

③ 行事内容

AEDの使用を含む心肺蘇生法の実演や実技指導、救急救命処置の実演、パネル展示、救急蘇生法の普及啓発、救急車の適正な利用について普及啓発他

④ 主 催

消防庁、厚生労働省、一般財団法人日本救急医療財団、一般社団法人日本救急医学会

(2) 救急功労者表彰式

平素から救急業務の推進に功労し、公共の福祉の増進に顕著な功績があった個人及び団体を表彰するもので、平成20年度より新たに総務大臣表彰

を設けています。総務大臣表彰は、個人表彰 12 名及び団体表彰 3 団体で、消防庁長官表彰は、個人表彰 17 名となっています。

- ① 日 時 平成 26 年 9 月 9 日(火) 13 時 30 分～14 時 10 分
- ② 場 所 KKRホテル東京 11 階「白鳥の間」
東京都千代田区大手町 1 丁目 4 番 1 号
- ③ 受賞者名簿 別紙のとおり

(3) 「救急の日」ポスター

今年度のポスターは、サッカー日本代表の「長友 佑都」選手がモデルとなり、「命のパスワード、僕にも参加させてください。」とテーマを掲げ、救急車が到着するまでの間に行う応急手当の必要性を伝えるとともに、救命講習の受講を呼びかける内容となっています。

また、救急車の適正な利用については、インターネットで「救急車利用マニュアル」を検索することでご覧になります。



(4) 「救おう！みぢかな命！」応急手当講習受講キャンペーン期間

今年は、非医療従事者による A E D の使用が認められて 10 年という節目となることから、救急医療週間から今年度末までを「救おう！みぢかな命！」応急手当講習受講キャンペーン期間と位置付けました。消防庁は、文部科学省と連携して、この期間に全国の学校と消防署等が連携し、生徒や教員等の学校関係者を対象とした A E D を含む応急手当講習を計画的に開催するように依頼しました。

4 消防機関における実施行事等

全国の消防機関においても、期間中には様々なイベントが開催されます。

平成26年度救急功労者表彰受賞者名簿

●総務大臣表彰対象者数 15個人・団体

○個人表彰12名

(50音順)

いとう しげひこ 伊藤 重彦	60歳 北九州市立八幡病院 副院長兼救命救急センター長	福岡県
かずの たかひと 數野 隆人	76歳 藤沢脳神経外科病院 院長	神奈川県
ささき まさる 佐々木 勝	62歳 東京都立広尾病院 院長	東京都
しだ さちお 志田 幸雄	64歳 医療法人 桜木記念病院 院長	三重県
たかやま はやと 高山 隼人	52歳 独立行政法人 国立病院機構 長崎医療センター 救命救急センター長	長崎県
たにがわ こういち 谷川 攻一	57歳 広島大学大学院 医歯薬保健学研究院 応用生命科学部門 救急医学 教授	広島県
なかのみのる 中野 実	57歳 前橋赤十字病院 副院長	群馬県
なかやま しんいち 中山 伸一	59歳 兵庫県災害医療センター センター長	兵庫県
はやし まさと 林 勝知	64歳 J A 岐阜厚生連 中濃厚生病院 院長	岐阜県
むとう よういち 武藤 庸一	65歳 独立行政法人 国立病院機構 別府医療センター 院長	大分県
やました ゆたか 山下 裕	64歳 鳥取市立病院 病院長	鳥取県
よこた じゅんいちろう 横田 順一郎	63歳 地方独立行政法人 堺市立病院機構 市立堺病院 副院長	大阪府

○団体表彰3団体

(50音順)

あおもりけんりつちゅうおうびょういん 青森県立中央病院	青森県
しゃかいりょうほうじんじんあいかい うらそえそうごうびょういん 社会医療法人仁愛会 浦添総合病院	沖縄県
にほんせきじゅうじしゃ いしのまきせきじゅうじびょういん 日本赤十字社 石巻赤十字病院	宮城県

平成26年度救急功労者表彰受賞者名簿

●消防庁長官表彰対象者数 17名

○個人表彰17名

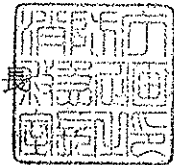
(50音順)

あきやま 秋山	まさはる 正治	57歳	周南市消防本部 予防課長	山口県
いがわ 伊川	あきら 章	59歳	新潟市消防局 秋葉消防署長	新潟県
いしはら 石原	ひさお 久男	60歳	伊勢崎市消防本部 境消防署長	群馬県
いわさき 岩崎	よしお 好生	58歳	海南市消防本部 消防長	和歌山県
おぐま 小熊	あきら 朗	58歳	二宮町消防本部 消防長	神奈川県
かまやち 釜范	かづまさ 一正	57歳	青森地域広域消防事務組合 警防課主幹	青森県
きんじょう 金城	としあき 俊昭	54歳	比謝川行政事務組合ニライ消防本部 指令課長	沖縄県
さかもと 阪本	いちろう 一郎	58歳	都留市消防本部 都留市消防署副長	山梨県
しらき 白木	なおたか 尚孝	57歳	岐阜市消防本部 救急対策審議監	岐阜県
せりう 芹生	のぶひろ 信弘	59歳	北はりま消防組合 西脇消防署長	兵庫県
たかはし 高橋	しゅういち 秀一	59歳	七尾鹿島消防本部 七尾消防署長	石川県
はしもと 橋本	けんじ 健治	57歳	鳥取県西部広域行政管理組合消防局警防課 救急室長兼救急企画係長	鳥取県
ますなが 増永	じゅんぞう 順三	61歳	八女地区消防組合八女消防本部八女東消防署星野分署 乙部分隊長	福岡県
おれ 牟禮	さとよし 里義	54歳	松山市消防局 警防課長	愛媛県
やました 山下	たかとし 隆利	58歳	宮崎市消防局南消防署 中部出張所長	宮崎県
よこやま 横山	まさみ 正巳	61歳	帝京大学医療技術学部スポーツ医療学科 教授	東京都
わかばやし 若林	としただ 利忠	59歳	秩父消防本部 消防長	埼玉県

消防救第 145 号
平成 26 年 8 月 13 日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁救急企画室長



心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施について（依頼）

平素から救急行政の推進について御理解、御協力いただき、御礼申し上げます。
今年度も「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について（平成 26 年 8 月 13 日付け消防救第 144 号）に記載のとおり、救急業務の普及啓発運動を全国的に実施することとしました。

今年度は非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用が認められて 10 年という節目の年となります。この間に、ほぼ全ての学校において AED が設置されるようになり、また、これまで全国の学校で心肺蘇生法や AED を用いた講習も広く実施されてきました。しかしながら、いまだ学校の管理下で発生した重大事故において、心肺蘇生及び AED 装着が行われなかったことにより、児童生徒が死亡するといった事案が発生しており、特に高等学校（応急手当の講習実施率 71.7%）を中心に、これから社会に出て応急手当を自ら行う場面に居合わせる可能性が高くなる生徒に対する講習を受ける機会の更なる充実が必要であると考えられます。

そこで今年度は、文部科学省と消防庁が連携して、別紙のとおり、救急医療週間において、AED の使用を含む応急手当講習受講の普及啓発を進め、講習実施に向けた取組を始める一つの契機として、救急医療週間から今年度末までを「救おう！みぢかな命！」応急手当講習受講キャンペーン期間と位置付けることとしました。

については、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対してこの旨周知するとともに、特に AED の使用を含む応急手当講習の実施について学校等から要請があった場合には、可能な限り御協力いただくよう、御指導のほどお願いします。

また、別紙に記載の、救命入門コース、eラーニングを活用した講習、分割講習、応急手当普及員の養成講習等についても、学校における応急手当の普及啓発がより図りやすくなると考えられるため、積極的に御活用いただくよう御指導のほどお願いします。

(連絡先)

消防庁救急企画室

担当：橋課長補佐、立花、大迫

電話：03-5253-7529

FAX：03-5253-7539

平成26年8月13日
文部科学省
消防庁

心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施に関する取組の推進について

自動体外式除細動器（Automated External Defibrillator。以下「AED」という。）の使用については、平成16年に非医療従事者の使用が認められてから10年が経過し、ほぼ全ての学校においてAEDが設置されるようになり、また、これまで全国の学校で心肺蘇生法やAEDを用いた講習も広く実施されてきました。しかしながら、いまだ学校の管理下で発生した重大事故において、心肺蘇生及びAED装着が行われなかったことにより、児童生徒が死亡するといった事案が発生しており、特に高等学校（応急手当の講習実施率71.7%）を中心に、これから社会に出て応急手当を自ら行う場面に居合わせる可能性が高くなる生徒に対する講習を受ける機会の更なる充実が必要であると考えられます。

そこで、文部科学省及び消防庁が連携し、下記のとおり、学校における心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施に関し、更なる取組を推進していきます。

記

1. 応急手当講習受講キャンペーンの実施について

平成20年に改訂された中学校の学習指導要領及び平成21年に改訂された高等学校の学習指導要領においては、心肺停止状態におけるAEDの必要性に係る記載が盛り込まれました。児童生徒がAEDを使用するに当たっては、AEDに係る知識を学ぶとともに、実習を行うことも有効です。

消防庁では、「応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」（平成5年3月30日消防救第41号消防庁次長通知）に基づき、応急手当の普及啓発を推進しており、各消防本部においては、住民等からの要請に応じて、計画的に救命講習を実施する体制を整備しています。消防庁ではまた、「「救急の日」の制定について」（昭和57年7月20日消防救第27号消防庁長官通知）により、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」と定め、応急手当の普及啓発運動を集中的に展開しています。

本年度は、非医療従事者によるAEDの使用が認められて10年という節目となることから、文部科学省と消防庁は、今年の救急医療週間において、AEDの使用を含む応

急手当講習受講の普及啓発を進め、講習実施に向けた取組を始める一つの契機として、救急医療週間から今年度末までを「救おう！みぢかな命！」応急手当講習受講キャンペーン期間と位置付けることとしました。

文部科学省は、各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課等に対して、本キャンペーンの実施について通知し、各学校において、AEDトレーナー等が準備できる管轄する消防署等と連携し、可能な限りAEDの使用を含む応急手当講習が計画的に開催されるよう依頼することとします。

消防庁は、各都道府県消防防災主管部（局）を通じて当該都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対して、本キャンペーンの実施について通知し、学校における応急手当講習の実施について協力を依頼することとします。

2. その他の取組について

文部科学省は、学校安全推進事業として、教職員等を対象としたAEDの取扱いを含む心肺蘇生法実技講習会の実施を支援しています。加えて、教職員の研修用に作成し配布した学校安全資料DVD「生徒を事件・事故災害から守るためにできることは」（平成22年3月作成）において、AEDを用いた心肺蘇生法等の応急手当の方法を解説することにより、AEDの使用を含む心肺蘇生法に関する正しい理解を深めるとともに、技能の向上に努める取組を推進しています。

消防庁は、平成23年から、応急手当の導入講習として、小学校高学年以上を対象とし、通常180分を要するところ、90分で受講が可能な「救命入門コース」を導入しています。また、自宅等によりインターネット上で救命講習の座学部分（60分）を受講し、おおむね1か月以内に実技を中心とした実技救命講習（120分）を受講することで、通常の普通救命講習（180分）を修了したことになるeラーニングを活用した講習や、現状の180分以上の応急手当講習を2分割又は3分割し、おおむね1か月以内に受講することで修了証を発行することができる分割講習を導入するなど、まとまった時間を確保することが難しい受講者にも受講しやすい環境を整備しています。そのほかに、事業所等の構成員に対し、普通救命講習の指導を行うことができる応急手当普及員の養成講習（3日間）も実施しており、教職員等が応急手当普及員の資格を取得することで、学校内において教職員や児童生徒に対し、応急手当の指導を行うことができるよう、より応急手当講習を実施しやすい環境を整えています。

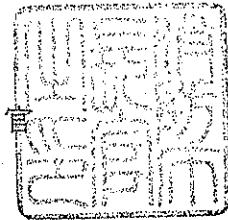
これらの講習等を活用することで、学校における応急手当の普及啓発がより図りやすくなると考えられるため、文部科学省及び消防庁は、これらの取組について、積極的に推進することとします。



消防救第144号
平成26年8月13日

各都道府県知事 殿

消防庁長 官



「救急の日」及び「救急医療週間」の実施について

救急業務の推進については、かねてより種々御尽力をいただいているところですが、今年度も「救急の日の制定について」（昭和57年7月20日付け消防救第27号）に基づき、救急業務の普及啓発運動を全国的に実施することとしました。また、今年度は、「心肺蘇生等の応急手当に係る実習の実施について（依頼）」（平成26年8月13日付け消防救第145号）に記載のとおり、応急手当講習受講キャンペーンを実施することとしました。

については、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。）に対してこの旨を周知するとともに、御指導のほどお願いします。

(連絡先)

消防庁救急企画室

担当：上條課長補佐、石田、濱砂

電話：03-5253-7529

FAX：03-5253-7539